イベント会場等におけるガソリンの貯蔵、取扱いの注意事項！

ガソリンの性状

１．ガソリンの引火点は、－４０℃以下と低いため、極めて引火しやすい。

２．揮発しやすく、その蒸気は空気より３～４倍程度重いので低所に滞留しやすく、火災の危険性が広範囲に形成されやすい。

３．電気を通しにくいため、取り扱う際に発生した静電気を蓄積しやすい。

貯蔵・取扱い時の留意事項

１.ガソリンを取扱っている周囲で火気や火花を発する器具や電気製品を用いないこと。また、使用する際は消火器具を備えるようにして下さい。

火災事例１　ガソリンを取扱った場所から１ｍ離れた場所に置かれた洗濯機が火災になった。
火災事例２　人体に蓄積された静電気が原因で火災になり大火傷を負った。

２.静電気による着火を防止するために、必要最低限の量を金属製の容器で貯蔵するとともに、直接容器を地面に置き、静電気の蓄積を防ぐこと。

３．ガソリンを貯蔵する金属容器から可燃性蒸気が流出させないように容器を密栓させ、取扱う場所は火気や高温になる部分から離し、直射日光の当たらない風通しの良い場所とすること。特に夏期は気温が高いため、貯蔵しているガソリンの温度が上がって可燃性の蒸気が発生しやすくなっています。

４．ガソリンを取り扱うときは、容器の圧力調整用の弁の操作方法を取扱説明書で確認、その操作方法に従い、ガソリンの吹きこぼれ等が無いよう細心の注意を払うこと。
　万一吹きこぼれ等により流出させた場合は、周囲に人がいれば知らせると共に火気使用を禁止させ立入の制限を行い、少量でも回収、除去を行うこと。また、衣服等に付着した場合は直ちに衣服を脱ぎ、大量の水と石鹸で洗い流して下さい。

５．ガソリンを使用する機器では、取扱説明書に記載された安全上の留意事項をよく読み、厳守してエンジンをかけたままでの給油は絶対に行わないこと。

**　なお、ガソリンや灯油などの危険物は貯蔵や取扱いの技術上の基準は数量にかかわらず市町村の火災予防条例や消防法の規制を受けます。**

ガソリン貯蔵容器の例

ガス発電機でもボンベから排気口をできる限り離してご使用下さい！
　またホースは亀裂が無いものをご使用して下さい。

問合せ先
　管轄する消防本部
　　又は栃木市消防本部
　電話　２２－０１１９（代）